

第9章

まちづくりの推進方策

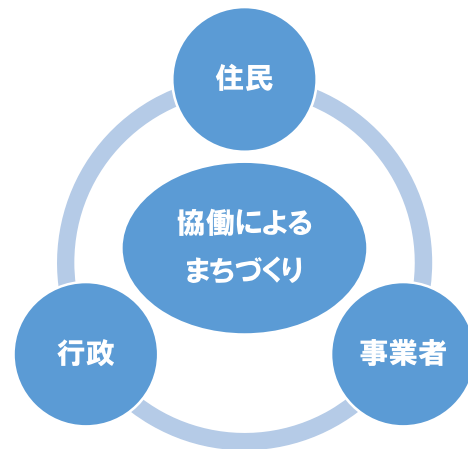
-
- 9-1 協働によるまちづくりの推進
 - 9-2 まちづくりの担い手育成・シビックプライドの醸成
 - 9-3 マスタープランの見直し・進行管理
 - 9-4 住民が活用できる都市計画制度
-

第9章 まちづくりの推進方策

9-1 協働によるまちづくりの推進

今後、本計画で定めた町の将来像を具現化していくためには、住民・事業者・行政の3者が連携体制を構築し、自助、共助、公助の観点から、協働によるまちづくりに取り組むことが重要となります。

協働によるまちづくりの推進にあたっては、「広報あぐい」の発行や「まちづくり懇談会」の開催を通じて都市計画行政への理解促進を図るほか、各種事業の実施や計画の策定にあたり、住民や事業者の参画機会を設け、取り組みます。



＜住民・事業者・行政の役割＞

住 民	地域に密着したまちづくりの担い手として、住民一人ひとりの意識醸成を図り、まちづくり活動への参画を促進します
事業者	CSR活動（企業の社会的責任・貢献）によるまちづくりへの積極的な参画を促進します
行 政	将来像の実現に向けて、都市基盤整備などの計画的な事業推進を図るとともに、協働のまちづくりの推進に向けた情報発信や支援の充実に努めます

9-2 まちづくりの担い手育成・シビックプライドの醸成

本町では、自治会組織を単位とした地域活動や文化振興活動、ボランティア活動など、様々な住民活動が広がっていますが、地域の高齢化や価値観の多様化などが進む中で、住民活動の担い手の確保が難しくなっています。

このため、ボランティア活動やまちづくり講座、学校教育などを通じて、自分たちが住むまちを知り、まちに対する誇りや愛着であるシビックプライドの醸成を図り、新たな地域人材の育成を促進します。

9-3 マスタープランの見直し・進行管理

(1) 計画の見直し(社会情勢の変化、上位計画の改定)

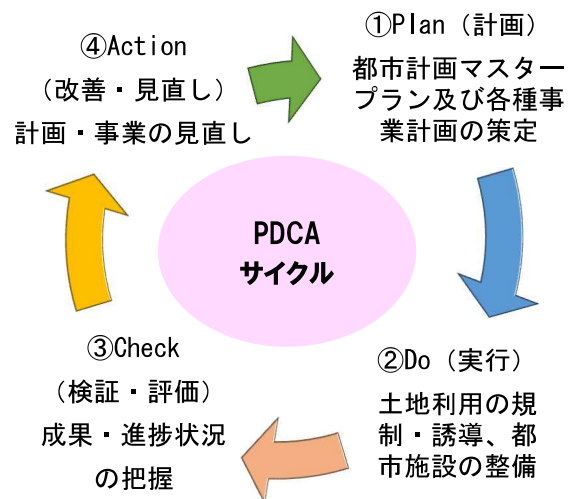
本計画は、愛知県の「知多都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「第6次阿久比町総合計画」の改定時、社会経済情勢の変化などを踏まえ、適宜、必要な見直しを行います。

(2) 計画の進行管理(PDCAサイクル)

本計画の着実な実現を図るため、評価指標を設定し、その達成状況について進行管理を行います。

進行管理にあたっては、PDCA サイクルにより、計画に基づく各種施策の実行と、その結果である地域の状況を点検・評価し、SDGs への貢献など総合的に勘案し、必要に応じて計画・事業の見直しを行いながら、計画の推進を図ります。

また、都市計画・まちづくりの推進にあたっては、個々の事業の課題のみならず、地域や地区の状況に応じた複合的な課題への対応が求められることから、地域や地区全体を見渡した総合的な視点から課題を把握し、解決を図ることが重要となります。



《参考》計画の進行管理にあたって留意すべき観点1

『「空間」・「機能」確保のための開発』から『「価値」・「持続性」を高める複合的更新』へ ～市街地整備 2.0～
(令和2年(2020年)3月、今後の市街地整備のあり方に関する検討会)

- ① 公民多様な主体が連携し、エリアのビジョン(将来像)を構築・共有する
- ② 事業手法ありきではなく、エリアの状況や必要性に応じて、場所や期間を限定した社会実験、空き地等の暫定利用、リノベーション、街路や広場等の公共空間の再構築・利活用、任意建替、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の法定事業、エリアマネジメント活動等、多様な手法の中から最適なものを選択し、組み合わせる
- ③ 一斉にエリア全体の整備・更新を行うのではなく、段階的・連鎖的に展開することで、エリアの中で取り組みを循環させ、エリア全体としての持続的な更新と価値向上を図る
- ④ ワークショップや社会実験、暫定利用の取り組み等できることからはじめ、徐々に大きなプロジェクトに移行していく LQC(Lighter, Quicker, Cheaper)アプローチの視点を持つ
- ⑤ 不確実性が増す中、更なる社会・経済情勢の変化等に対応するには、ビジョンそのものも固定的なものとするのではなく、必要に応じて随時更新していく
- ⑥ 「所有に重きを置いた取り組み」から、「利用に重きを置いた取り組み」へと考え方の転換を図る

《参考》計画の進行管理にあたって留意すべき観点2

持続可能な社会環境づくり(SDGs)の推進

平成 27 年(2015 年)9月の国連サミットでの採択を受け、全国的なまちづくりの流れとして『持続可能な社会環境づくり(SDGs)』の推進が求められています。

本町では、「第6次阿久比町総合計画」において、基本目標に関連する SDGs の目標を示しており、その達成に取り組んでいます。

そのため、本計画においても、持続可能な社会環境づくり(SDGs)の理念を踏襲し、計画の評価にあたり、総合的に勘案していきます。



＜評価指標の例＞

分野（関連するSDGs目標）	評価指標	現状値
【土地利用・市街地】    	住居系市街地拡大面積	市街化区域面積 424ha (R2)
	産業系市街地拡大面積	工業用地面積 47.49ha (R2)
	暫定用途地域面積	暫定用途地域面積 14.7ha (R2)
	都市と自然の調和が図られた土地利用の推進に満足している割合	住民意識調査結果 32.5% (R元)
	良好な住環境の形成に満足している割合	住民意識調査結果 48.9% (R元)
【道路・交通】  	町道改良済延長	町政概要ハンドブック 203,792m (H31)
	町道改良率	町政概要ハンドブック 65.8% (H31)
	道路・交通体系の整備に満足している割合	住民意識調査結果 23.5% (R元)
【公園・緑地】  	都市公園面積	阿久比町緑の基本計画 6.48ha (R2)
	公園・緑地の整備に満足している割合	住民意識調査結果 33.0% (R元)
【河川・下水道】   	河川の整備に満足している割合	住民意識調査結果 35.5% (R元)
	汚水処理人口普及率	町内部資料 94.62% (R2)
	上・下水道の整備に満足している割合	住民意識調査結果 50.0% (R元)
【自然環境・景観】     	豊かな自然環境の保全に満足している割合	住民意識調査結果 60.2% (R元)
	豊かな都市景観の形成に満足している割合	住民意識調査結果 33.3% (R元)
【安全・安心】   	防災のまちづくりに満足している割合	住民意識調査結果 28.7% (R元)
	防犯・居住の安全性の向上に満足している割合	住民意識調査結果 31.8% (R元)

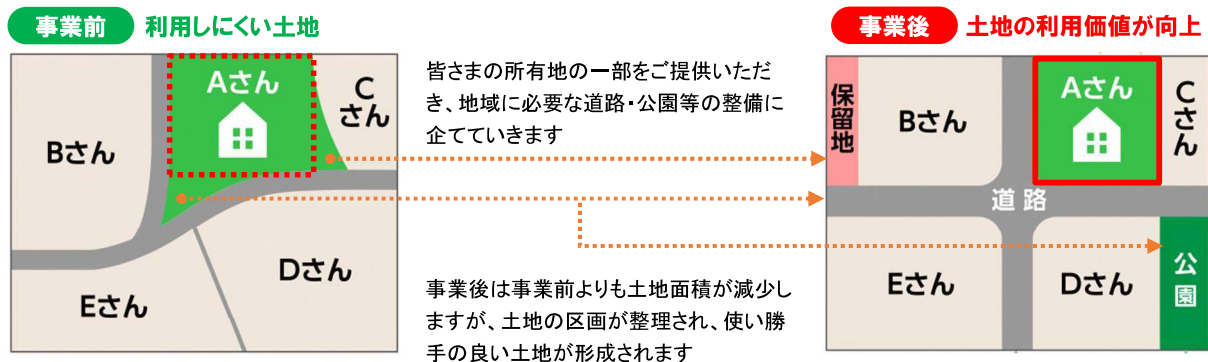
※ 満足度の現状値は、本計画を策定するにあたり実施した住民意識調査結果より設定しています

9-4 住民が活用できる都市計画制度

(1) 土地区画整理事業 ～大規模なエリアを対象としたまちづくりの手法～

土地区画整理事業とは、土地所有者の皆さまの意思により、ご自身の土地を少しずつ提供し、地域に必要な道路や公園などの整備を行うまちづくり事業です。(土地区画整理法)

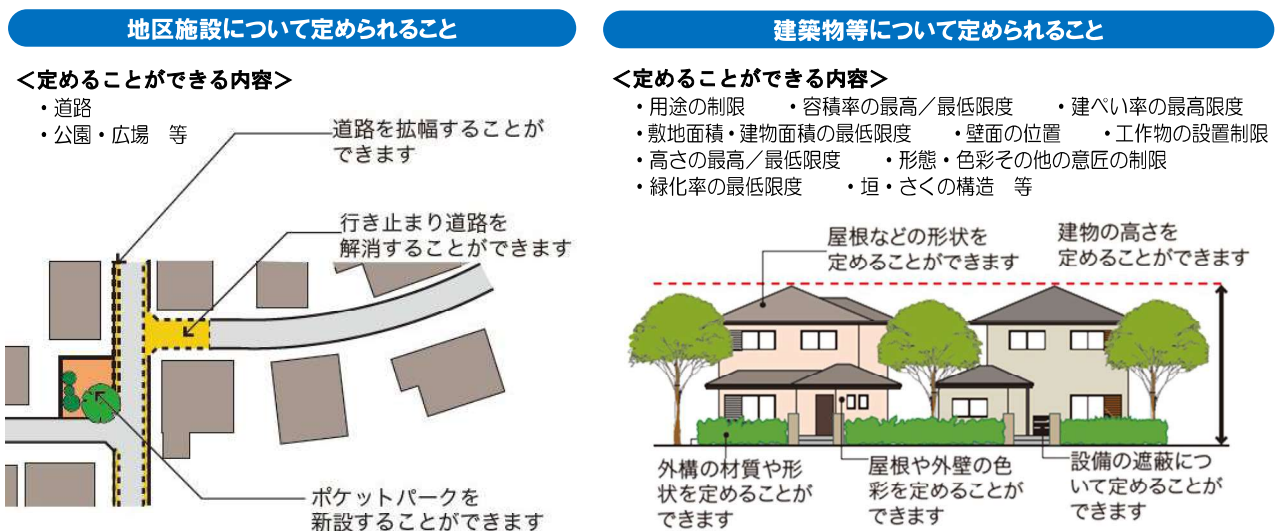
所有地の土地面積は減りますが、土地の区画が整形化され、利用しやすくなることで、土地の利用価値を向上することができます。



(2) 地区計画制度の活用 ～小規模なエリアを対象としたまちづくりの手法～

地区計画制度とは、良好な地域環境の形成に向けて、地域の課題や特性に応じた地域独自のまちづくりのルールを定めることができる制度です。(都市計画法第12条の5)

地域の合意形成の結果、所有地の土地利用に制限がかかる可能性があります。身近な生活道路や公園といった地区施設のほか、建築物の高さやデザインなどのまちづくりルールを定めることができます。



(3)都市計画提案制度 ～土地所有者等が主体的に身近なまちづくりを实践・推進～

都市計画提案制度は、一団の土地の区域について、土地所有者等が主体的に身近なまちづくりを实践・推進していくために、一定の条件を満たした場合、都市計画の決定又は変更を提案することができる制度です。(都市計画法第21条の2)

<都市計画提案制度>

提案できる方	①提案区域内の土地所有者 ②提案区域内の借地権者 ③まちづくり活動を目的とするNPO法人、営利を目的としない法人、都市再生機構、地方住宅供給公社 ④まちづくりの推進に関し経験と知識を有するもの(国土交通省令で定める団体)
提案に必要な要件	①0.5ha以上の一体的な区域 ②都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画法第6条の2)等の都市計画に関する法令上の基準に適合 ③提案区域内の土地所有者等の3分の2以上の同意(人数及び面積)
提案できる都市計画	①地域地区(用途地域のほか、風致地区や防火地域など) ②都市施設(都市計画道路、駐車場、公園、ごみ処理施設など) ③土地区画整理事業 ④地区計画 など